

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	カルベンダジム、ペノミル及びチオファネートメチル (No. 140)
食品分類名	くり
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオファネートメチルにクリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	クリ (チオファネートメチル)
録 作物残留試験結果	<0.05 ppm
内 [適用範囲内での実測最大値]	(換算後 <0.028 ppm)
容 登録保留基準農作物分類	ナッツ類
登録保留基準値 (ppm)	5 ppm (チオファネートメチル)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	カルボフラン (No. 143)
食品分類名	ダイコン類 (ラディッシュを含む) の葉
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	7
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カルボスルファンにダイコンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるカルボフランの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	ダイコン (葉) (カルボスルファン)
録 作物残留試験結果	0.339 ppm (ただし、カルボスルファン
内 [適用範囲内での実測最大値]	: <0.003 ppm, カルボフラン: <0.05 ppm, OH-カルボフラン: 0.331 ppmの総和。いずれもカルボフラン換算)
容 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm (カルボスルファン)
備考	○使用したカルボスルファンが検出されず、代謝物であるカルボフラン (OH-カルボフランを含む) のみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	カルボフラン (No. 143)
食品分類名	ねぎ (リーキを含む)
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	7
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カルボスルファンにネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるカルボフランの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	ネギ (カルボスルファン)
録 作物残留試験結果	0.267 ppm (ただし、カルボスルファン
内 [適用範囲内での実測最大値]	: <0.003 ppm, カルボフラン: 0.123 ppm, OH-カルボフラン: 0.141 ppmの総和。いずれもカルボフラン換算)
容 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm (カルボスルファン)
備考	○使用したカルボスルファンが検出されず、代謝物であるカルボフラン (OH-カルボフランを含む) のみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	ジチオカルバメート (No. 233)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ポリカーバメイトにメロンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	
登 作物残留試験実施作物	メロン
録 作物残留試験結果	0.48 ppm (ポリカーバメイト)
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm (ポリカーバメイト)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	ライ麦、上記以外の穀類
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ムギ類の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過登録保留基準農作物分類	-
措置登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	小麦、大麦
登録作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	小麦: 0.19 ppm 大麦: 0.05 ppm
登録保留基準農作物分類	小麦、小麦以外の麦・雑穀
登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm
備考	ライ麦等を含む麦類の代表として小麦及び大麦で作物残留試験を行っている。

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	ねぎ (リーキを含む)
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過登録保留基準農作物分類	-
措置登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	ネギ
登録作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	0.41 ppm
登録保留基準農作物分類	第2次案類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過登録保留基準農作物分類	-
措置登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	ピーマン
登録作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	0.49 ppm
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	きゅうり (ガーキンを含む)
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キュウリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過登録保留基準農作物分類	-
措置登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	キュウリ
登録作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	0.05 ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	上記以外のうり科野菜
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ユウガオの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	ユウガオ
作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	<0.1 ppm
登録保留基準農作物分類	第2次案類
措置 登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 97 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	未成熟えんどう
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チャエンドウの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	チャエンドウ
作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	0.07 ppm
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
措置 登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 98 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメホン (No. 364)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物 (未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
措置 登録保留基準値 (ppm)	1 ppm
登録 作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 99 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	トリアジメノール (No. 363)
食品分類名	小麦、ライ麦、上記以外の穀類
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	2
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	7
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンのムギ類に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
措置 登録保留基準値 (ppm)	-
登録 作物残留試験実施作物	小麦、大麦
作物残留試験結果 内 [適用範囲内での実測最大値]	小麦：0.19 ppm (ただし、トリアジメホン：<0.02 ppmとトリアジメノール：0.17 ppmの総和)、大麦：0.05 ppm (ただし、トリアジメホン：0.01 ppmとトリアジメノール：0.04 ppmの総和)
登録保留基準農作物分類	小麦、小麦以外の麦・雑穀
措置 登録保留基準値 (ppm)	0.5 ppm (トリアジメホン)
備考	○使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 100 -

項目	内容
農薬名(農薬No.1第2次案)	トリアジメノール (No. 363)
食品分類名	ねぎ(リーキを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.05ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [上記経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメノールのネギに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物 過 登録保留基準農作物分類	
措 登録保留基準値(ppm)	
置	
試作物残留試験実施作物	ネギ
録作物残留試験結果 内 適用範囲内での実測最大値	0.41ppm(ただし、トリアジメノールとトリアジメノールの総和)
容 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	○例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメノールが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 101 -

項目	内容
農薬名(農薬No.第2次案)	トリアジメノール (No. 363)
食品分類名	ヒューマン
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [上記経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメノールのヒューマンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物 過 登録保留基準農作物分類	
措 登録保留基準値(ppm)	
置	
試作物残留試験実施作物	ヒューマン
録作物残留試験結果 内 適用範囲内での実測最大値	0.49ppm(ただし、トリアジメノール:0.1ppmとトリアジメノール:0.39ppmの総和)
容 登録保留基準農作物分類	第1葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	○例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメノールが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 102 -

項目	内容
農薬名(農薬No.1第2次案)	トリアジメノール (No. 363)
食品分類名	未成熟エンドウ
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	7
主な理由 [上記経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメノールのサヤエンドウに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物 過 登録保留基準農作物分類	
措 登録保留基準値(ppm)	
置	
試作物残留試験実施作物	サヤエンドウ
録作物残留試験結果 内 適用範囲内での実測最大値	0.07ppm(ただし、トリアジメノール:0.01ppmとトリアジメノール:0.06ppmの総和)
容 登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	○使用したトリアジメノールが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 103 -

項目	内容
農薬名(農薬No.第2次案)	トリアジメノール (No. 363)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [上記経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメノールにいわゆるマイナー農作物(未成熟サヤゲ、未成熟ソラマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物 過 登録保留基準農作物分類	未成熟サヤゲ、未成熟ソラマメ
措 登録保留基準値(ppm)	1ppm
置	
試作物残留試験実施作物	さや付未成熟豆類
録作物残留試験結果 内 適用範囲内での実測最大値	
容 登録保留基準農作物分類	
登録保留基準値(ppm)	
備考	○例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメノールが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 104 -

項目	内容
農薬名(農薬No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(N.o. 625)
食品分類名	大豆
第2次案基準値(ppm)	0.05ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.2ppm
要望類型	1-3
主な理由 [上記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのグイズに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	
登録保留基準農作物分類	
登録保留基準値(ppm)	
作物残留試験実施作物	グイズ
作物残留試験結果	0.046ppm(チオジカルブ)
内[適用範囲内での実測最大値]	(換算後)0.042ppm
登録保留基準農作物分類	大豆
登録保留基準値(ppm)	0.2ppm(チオジカルブ)
備考	

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 105 -

項目	内容
農薬名(農薬No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(N.o. 625)
食品分類名	ばれいしょ
第2次案基準値(ppm)	0.02ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	1-3
主な理由 [上記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのバレイショに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	バレイショ(アラニカルブ)
作物残留試験結果	メソミル:0.055ppm
内[適用範囲内での実測最大値]	
登録保留基準農作物分類	いも類
登録保留基準値(ppm)	0.5ppm(アラニカルブ)
備考	○使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 106 -

項目	内容
農薬名(農薬No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(N.o. 625)
食品分類名	すいか
第2次案基準値(ppm)	0.2ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [上記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのスイカに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	
登録保留基準農作物分類	
登録保留基準値(ppm)	
作物残留試験実施作物	スイカ(アラニカルブ)
作物残留試験結果	メソミル:0.208ppm
内[適用範囲内での実測最大値]	
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2ppm(アラニカルブ)
備考	○使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 107 -

項目	内容
農薬名(農薬No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(N.o. 625)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値(ppm)	0.2ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	7
主な理由 [上記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのメロンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	メロン(アラニカルブ)
作物残留試験結果	メソミル:0.097ppm
内[適用範囲内での実測最大値]	
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2ppm(アラニカルブ)
備考	○使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注:代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 108 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メソミル及びチオジカルブ (No. 625)
食品分類名	なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ (ネーブルオレンジを含む)、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	10 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのカンキツに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	カンキツ (チオジカルブ)
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン: 1.3 ppm、カボス: 1.85 ppm、スダチ: 3.39 ppm (3.39 ppmのメソミル換算後3.09 ppm)
登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
登録保留基準値 (ppm)	10 ppm (チオジカルブ)
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メソミル及びチオジカルブ (No. 625)
食品分類名	りんご
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのリンゴに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	りんご (チオジカルブ)
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.78 ppm (換算後1.62 ppm)
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	3 ppm (チオジカルブ)
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メソミル及びチオジカルブ (No. 625)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	3 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのナシ (日本なし、西洋なし) に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	ナシ (日本ナシ) (チオジカルブ)
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.49 ppm (換算後1.36 ppm)
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	3 ppm (チオジカルブ)
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メソミル及びチオジカルブ (No. 625)
食品分類名	もも
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのモモに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	モモ (チオジカルブ)
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.571 ppm (換算後0.52 ppm)
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値 (ppm)	2 ppm (チオジカルブ)
備考	

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メタミドホス (No. 629)
食品分類名	小豆類
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのアズキに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	アズキ
録 作物残留試験結果	0.594 ppm (ただし、メタミドホスのみ)
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	小豆類
登録保留基準値 (ppm)	3 ppm (アセフェートの残留基準)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メタミドホス (No. 629)
食品分類名	はくさい、きょうな
第2次案基準値 (ppm)	0.7 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのハクサイ、キョウナに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	ハクサイ、キョウナ
録 作物残留試験結果	ハクサイ：0.972 ppm (ただし、メタミドホスのみ)。キョウナ：0.483 ppm (ただし、メタミドホスのみ)
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	はくさい、きょうな
登録保留基準値 (ppm)	5 ppm (アセフェートの残留基準)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メタミドホス (No. 629)
食品分類名	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ (ネーブルオレンジを含む)、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値 (ppm)	0.4 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのカンキツに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	カンキツ
録 作物残留試験結果	ミカン：0.083 ppm (ただし、メタミドホスのみ)。ナツミカン：0.247 ppm (ただし、メタミドホスのみ)。カボス：0.015 ppm (ただし、メタミドホスのみ)。スタチ：0.02 ppm (ただし、メタミドホスのみ)
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	かんきつ類
登録保留基準値 (ppm)	5 ppm (アセフェートの残留基準)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メチルイソチオシアネート、ダブメット及びメタム (No. 633)
食品分類名	だいこん類 (ラディッシュを含む) の根、だいこん類 (ラディッシュを含む) の葉、かぶの根、かぶの葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、上記以外のおぼろな科野菜、ごぼう、サルシフェー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス (サラダ菜及びちしやを含む)、上記以外のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ (リーキを含む)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、上記以外のゆり科野菜、りんじん、パースニック、パセリ、セロリ、みつば、上記以外のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり (ガーケンを含む)、かぼちゃ (スカッシュを含む)、しろりり、上記以外のゆり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが
第2次案基準値 (ppm)	0.2 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録基準のチェックもれ、メタム (おぼろな科) の登録保留基準として野菜類 0.5 ppm が設定されているため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	ジクロロ (No. 209)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	日本なし: 0.5 ppm 西洋なし: 0.8 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	0.05 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ (日本ナシ、西洋ナシ) に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.05 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に0.05 ppmを記載する。

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	ジクロベニル (No. 222)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	日本なし: 0.1 ppm 西洋なし: 0.3 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	0.2 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ (日本ナシ、西洋ナシ) に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.2 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に0.2 ppmを記載する。

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	ジクワット (No. 228)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	0.04 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	0.03 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ (日本ナシ、西洋ナシ) に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.03 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に0.03 ppmを記載する。

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	ジノテフラン (No. 238)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	2 ppm
要望類型	4
主な理由 [顔記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ (日本ナシ、西洋ナシ) に農薬登録があり、登録保留基準として第2大粒果実類2 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に2 ppmを記載する。

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第 2 次案])	スピロジクロフェン (No. 279)
食品分類名	あんず (アブロットを含む)
第 2 次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	5 p p m
要望類型	4
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として小粒果実類 5 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 5 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第 2 次案])	スピロジクロフェン (No. 279)
食品分類名	パパイヤ、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ
第 2 次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	2 p p m
要望類型	4
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第 2 大粒果実類 2 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 2 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 121 -

- 122 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第 2 次案])	スピロジクロフェン (No. 279)
食品分類名	なつめやし、上記以外の果実
第 2 次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	5 p p m
要望類型	4
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として小粒果実類 5 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 5 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第 2 次案])	チアクロプリド (No. 324)
食品分類名	上記以外の野菜
第 2 次案基準値 (ppm)	5 p p m
類型	4
要望基準値 (ppm)	1 p p m
要望類型	4
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第 2 果実類 1 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 1 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 123 -

- 124 -

項目	内容
農薬名（農薬 No. [第 2 次案]）	チアメトキサム（No. 329）
食品分類名	にら
第 2 次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	2 p p m
要望類型	4
主な理由 〔顔記/経過措置/作物残留試験成績/等〕	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第 2 業薬類 2 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 2 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名（農薬 No. [第 2 次案]）	チアメトキサム（No. 329）
食品分類名	茶
第 2 次案基準値 (ppm)	2 0 p p m
類型	4
要望基準値 (ppm)	1 5 p p m
要望類型	4
主な理由 〔顔記/経過措置/作物残留試験成績/等〕	登録保留基準のチェックもれ。茶の登録保留基準は 1 5 p p m であるため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名（農薬 No. [第 2 次案]）	クロチアニジン（No. 329-1）
食品分類名	にら
第 2 次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	5 p p m
要望類型	4
主な理由 〔顔記/経過措置/作物残留試験成績/等〕	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第 2 業薬類 5 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 5 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名（農薬 No. [第 2 次案]）	テトラジホン（No. 345）
食品分類名	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む）、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実
第 2 次案基準値 (ppm)	1 p p m
類型	3-1
要望基準値 (ppm)	3 p p m
要望類型	3-1
主な理由 〔顔記/経過措置/作物残留試験成績/等〕	登録保留基準のチェックもれ。カンキツの農薬登録があり、登録保留基準としてかんきつ 3 p p m が設定されているため。
経 経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に 3 p p m を記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	テトラジホン (No. 345)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	5 ppm
類型	5-1
要望基準値 (ppm)	1 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナン(日本ナン、西洋ナン)に農薬登録があり、登録保留基準として果実1 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に1 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 129 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	テブコナゾール (No. 346)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	0.5 ppm
類型	2
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm (登録保留基準欄に1 ppmを記載する。)
要望類型	1-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2大粒果実類1 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に1 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 130 -

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	テフルベンズロン (No. 352)
食品分類名	未成熟えんどう
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として未成熟えんどう5 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 131 -

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	デルタメトリン及びヒトラロメトリン (No. 355)
食品分類名	にら
第2次案基準値 (ppm)	0.1 ppm
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	にらは、従来、上記以外のゆり科野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外のゆり科野菜の基準0.5 ppmを採用する必要があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

- 132 -

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	デルタメトリン及びピロメトリン (No. 355)
食品分類名	たけのこ
第2次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	たけのこは、従来、上記以外の野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外の野菜の基準0.5 ppmを採用する必要があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	トリフルラリン (No. 379)
食品分類名	ケール
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.1 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.1 ppmであるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	ノバルロン (No. 412)
食品分類名	なし
第2次案基準値 (ppm)	1 ppm
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.5 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.5 ppmであるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No.[第2次案])	フェノプロカルブ (No. 483)
食品分類名	にら
第2次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	にらは、従来、上記以外のゆり科野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外のゆり科野菜の基準0.3 ppmを採用する必要があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	フェノバルブ (No. 483)
食品分類名	たけのこ
第2次案基準値 (ppm)	-
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.3 ppm
要望類型	-
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	たけのこは、従来、上記以外の野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外の野菜の基準0.3 ppmを採用する必要があるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	プロバロギット (No. 553)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値 (ppm)	5 ppm
類型	2
要望基準値 (ppm)	5 ppm (登録保留基準欄に3 ppmを記載する。)
要望類型	1-1
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2大粒果実類3 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	○登録保留基準欄に3 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	プロビコナゾール (No. 554)
食品分類名	パイナップル
第2次案基準値 (ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値 (ppm)	0.1 ppm
要望類型	-
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.1 ppmであるため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名 (農薬 No. [第2次案])	メビコートクロリド (No. 645)
食品分類名	茶
第2次案基準値 (ppm)	1.0 ppm
類型	4
要望基準値 (ppm)	- (削除)
要望類型	-
主な理由 [原記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準の設定がないため。
経過措置作物	-
過 登録保留基準農作物分類	-
措 登録保留基準値 (ppm)	-
置	-
登 作物残留試験実施作物	-
録 作物残留試験結果	-
内 [適用範囲内での実測最大値]	-
容 登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値 (ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。